

東京帝國大學經濟學部
東亞經濟研究所

年四回（二月、五月、八月、十一月）發行

東亞經濟論叢

第貳卷 第貳號

昭和十七年五月

東亞廣域經濟の爲替理論……………	經濟學博士 谷口吉彦
貧樂生活及思想……………	商學士 大谷孝太郎
漢志にあらはれたる貨幣思想……………	經濟學士 穗積文雄
支那銀行法規考……………	經濟學士 德永清行
滿洲國興農合作社の組織……………	經濟學士 大上末廣
印度經濟學の成立とその方向……………	經濟學士 島恭彦
支那女子紡績労働者創出過程の特質……………	經濟學士 岡部利良
中晚唐時代に於ける燉煌地方の佛教寺院の礎礎經營に就きて……………	文學博士 那波利貞

附錄 南方文獻目錄

（禁轉載）

書肆 有斐閣 發賣

支那銀行法規考

——銀行法と金融機關管理規則の比較を重點として——

德 永 清 行

一 銀行の意義

昭和十六年（民國三十五年）十二月八日大東亞戰爭開始の持つ意義は獨り我國史上乃至東亞史においてのみならず、世界史上遂に振古未曾有の義戰たるは言を俟たない。今や一大變革はこの時期を契機として展開しつつあり、その影響は直接的に大陸通貨金融工作にも波及した。北支にあつても、中、南支にあつても、米英に屬する金融機關並に重慶政權の金融機關の敵性は和平建國支那の領域においては全面的に清掃されることになった。數日を出でずして十二月十一日華北政務委員會は「金融機關管理規則」を公布し、實施して居り、同規則の意圖するところには劃期的のものが見受けられる。小稿においてはその積極的性格を在來の支那において考究されつゝありしこの種金融機關取締に關する法規に比較してその有する意義を取上げて見ることにした。

金融機關管理規則によれば金融機關の意味する範圍が銀行なるは勿論であり銀號、錢莊に及びこれ等を許可制の下に統轄する。且拂込済資本金五十萬圓以上の株式會社に非ざれば存續し得ない。尙一定額の準備金を中國聯

合準備銀行に預託せしめること、或は兼業を禁止すること等を内容とするものである。いはば銀行法の建前のものを強調して一切を聯合準備銀行中心として通貨金融工作を推進せんとするわけである。

ここに金融機關といふは前述の如く、銀行のみならず、本規則の包攝せんとする取締の対象としては銀行並に銀號、錢莊の全般に及ぶ。先づその管理領域について舊來の支那法規の動向を知つて置きたい。

元來、支那においては銀行法に類する法規を若干拾ひ得るは後顯の如くであるが、銀行なる用語については確定的に定義付けられたものはないやうである。「銀行法」として一應の體裁を整へたものが民國二十年三月二十八日に立法院を通過したものによつて見ても、これに對する爾後の修正意見が提示されて居り、右銀行法を以てしても銀行なる用語の意味するところは決定的に取極められたものではない。¹⁾

銀行法第一條 凡營左列業務之一者、爲銀行

一、收受存款及放款

二、票據貼現

三、匯兌或押匯

營前項業務之一、而不稱銀行者、視同銀行

銀行なる意義については確定的なる歸一に至つてゐないけれども、右銀行法の規定は比較的妥當なるものといふ。右銀行法にいふ銀行とは定義として與へられたものでなく、具體的に普通銀行の性質並に目的を表明し、それに照合して銀行法の規律せんとする範圍を定めてゐる。この方法の取上げられたことについては、馬寅初氏の立論に符合するものがあるといふ。²⁾ 即ち銀行法は第一條に銀行の主要業務を列舉し第九條に附屬業務を列舉す

1) 民國二十年三月二十八日立法院を通過し、同日國民政府は之を公布せしも、施行期日は未定のままであつた。

2) 中國銀行法之研究，經濟研究，第一卷第七期，p. 6.

る。第一條によれば(一)預金及び貸付、(二)手形割引、(三)爲替及び荷爲替の一を営むものは銀行であり、而して銀行と稱せざるものも銀行と同視されるものとする。この主要業務に對し附屬業務なるものは同銀行法第九條に掲げてある。

第九條 銀行除左列附屬業務外、不得兼營他業

- 一、買賣生金銀及有價證券
- 二、代募公債及公司債
- 三、倉庫業
- 四、保管貴重物品
- 五、代理收付款項

第九條においては(一)地金銀及び有價證券の賣買、(二)公債及び社債の募集、(三)倉庫業、(四)貴重物品保護預り、(五)款項の取立及び立替拂が附屬業務として認められ其他の兼業は許されない。以上を要約すれば、銀行は以上の業務を経営することが許され、これを経営するにおいては銀行と稱せざるものも銀行と看做される。尙これについて同法第十三條には「非營銀行業務之公司、不得用表明其爲銀行之文字」とあり、銀行業務を営まざるの會社は銀行なるを表示する文字を用ふるを得ざるを規定してゐるが、既述の業務を営むにおいては第一條の規定に従ひ、銀行と稱せずとも銀行法の適用を受けるわけである。

右銀行法はその意義付並にその内容について討論が加へられたものであり、上海、漢口、北平、天津等の銀行公會も亦銀行法に對して意見書を發表しその修改成るまでは施行の延期を呈請して居り、この銀行法を繞る意見は相當活潑に展開したものである。³⁾ここではそれ等は措いて銀行の意義付けられるところに限局して見れば、一は銀

3) 錢莊有制定特別法規之必要、錢業月報、第十一卷第三號、pp. 1-2。對於銀行法之感想、錢業月報、第十一卷第四號、pp. 2-4。銀行法應改金融業法窮議、錢業月報、第十一卷第四號、pp. 17-18。銀行法與金融業、錢業月報、第十一卷第六號、pp. 1-3。錢莊法問題之談話、錢業月報第十一卷

行法第一條の規定については銀行は「信用交替機關」を建前として修正せんとした要求があり、他は銀行と錢莊との分野について銀行法より別途に錢莊法を制定せんとした申請がある。要するに銀行法は銀行業の保全の爲にその規定を嚴密なるものとしたと共にその適用の範圍を擴大せんとしたものであつた。當時の世論は銀行法の必要は認めてゐたから、法規による合理的軌範に適合せしめて流弊を除去し以て實益を擧げんとするにおいて銀行法そのものに反對したものではない。併し乍ら法規の遵守とこれを強要せしめ得るだけに法規の匡正への要求には又力強い提案があつたことはこれを知つて置かなければならない。⁴⁾ 即ち法規の緩嚴についての修改は一面事態に適切ならんことを期すると共に他面適用範圍を所謂銀行に制約せしめんとしたものである。⁵⁾ それは若干前述したる如く單に「受信或は授信」の業務のみにおいて銀行なる概念を取扱はざることとし、「受信並に授信」の業務を營むものを銀行として憲義付けんとした要求である。これに對しては第一條の補修更に錢莊については錢莊法の別途における制定を要求するにその聲高きものがあつたことも一言したところである。

銀行法は既に民國二十年三月二十八日に公布されたものであるが、その施行期については同法第五十一條に「本法施行日期以命令定之」となつて居り、命令を以て定むとのままに荏苒時日を経過するところとなつた。その後の推移を要約すれば民國二十五年立法院商法委員會が銀行法修改の議を出せしまで別に論議だけの事象がない。爾後上海銀行公會は銀行法研究委員會を組織して銀行法の研究を行つて居り、修正意見を政府に呈請したものであるけれども、今次支那事變の勃發により中止したといふ。銀行法の可及的應急の實施は何人にも異議なからんといはれるところであるが、その内容の修改如何に研究の課題が残存したものである。⁶⁾

第七號, pp. 23—24. 銀行與錢莊, 錢業月報, 第十一卷第八號, pp. 1—6.

4) 中國銀行法之研究, p. 4.

5) 中國銀行法之研究, pp. 10—11.

6) 中國銀行法之研究, p. 6.

ここに再び「金融機關管理規則」について見る。その第一條に規定するところは「銀行法」においてその取締らんとして包括したものを明らかに管理の對象としてゐる。本規則においては特に金融機關なる稱呼を使用して銀行とはいはない。されば本規則にいふ金融機關とは銀行に限定されず、銀號、錢莊に及ぶことを先づその意義付の第一歩において知る必要がある。

第一條 凡經營左列業務之一者、稱金融機關

一、收受存款及敍做放款或票據貼現

二、匯款

三、兌換

金融機關として定義するに代へ、列舉業務の一を經營するものを以て金融機關管理規則の對象とする。(一)預金及び金錢の貸付或は割引、(二)爲替取引、(三)兩替を列項事項とする。この規則の取締らんとする範圍は前顯の銀行法が企圖して實現し得ざりし領域へ儼乎として現實に乘出したものである。金融機關管理規則第一條の規定は、第一款前半においてはそのままこれを受取るも手形割引乃至荷爲替業務を營むことのみにては授信業務を出でざることになる。第二款は匯款であり、即ち爲替の業務は買爲替と賣爲替の雙方を營むと解するにおいて無難である。併し乍ら第三款兌換の一項に至つては明かに錢莊業をも包括して同規則の適用範圍とせんとする。金融機關の意義については更に同規則第四條「金融機關其商號名稱中須用銀行銀號或兌換所字樣。如非金融機關其商號名稱中不得用銀行銀號或兌換所字樣」を一顧して置かなければならない。即ち金融機關は其商號名稱

中に銀行、銀號或は兩替店なる文字を用ふべきことになり、金融機關に非ざるものは其商號名稱中に銀行、銀號或は兩替店なる文字を用ふべからざることになつてゐる。前掲の銀行法は法意としては銀行とは所謂銀行にとどまらず、銀號、錢莊を包括せしめ、銀行とは銀錢業なる意義に擴大せしめんとしたものであるが、ここにいふ金融機關管理規則では金融機關なる稱呼の下に銀錢業を包括する。而して金融機關に非ざるものが金融機關に即する名稱を使用し得ざる消極的規定にとどまらず、金融機關は須く夫々を表示する名稱を用ひなければならぬことを要求してゐる。而して本規則は第二十條「本規則自公布日施行」により公布と共に實施せられたことに本規則の存在が大きく理由付けられる。

二 資金の運用

銀行法においては銀行なるものの意義を定めずして主要業務を列舉してその一を営むにおいて銀行法の適用を受けることにしてゐた。更に附屬業務を列舉してその兼營の範圍を示し、以て其他業務の兼營を許さざるは前述した。而して銀行の投資並に貸付についての制限規定が同法第十條、第十一條、第十二條、第三十四條に亘つて設けられたものがある。

第十條 銀行不得爲商店或其他銀行他公司之股東、其在本法施行前已經出資股入者、應於本法施行後三年內退出之、逾期不退
出者應按入股之數核減其資本總額

右條文の規定するところは、銀行は商店或は他銀行、他會社の株主となることを得ずとし、併せて本法施行前

出資して株主となりあるものについての措置である。かかる制限規定は獨り支那の銀行法において目立つわけのものではなく、寧ろこの制限規定の緩和要求の生起するところに支那における時代の背景を看取し得ると思ふ。各國の立法例にも銀行は兼業を禁ぜられるの建前において、本條規定する如き制限は嚴格に要請さるべきものが多いのであり、支那においてもここに銀行法の中にその趣旨が法文化されて取入れられたわけである。然るにこの種規定の嚴密なる勵行は却つて支那の商工業育成上に支障となるべきを訴へ、生産提倡、實力培養の期に即してはかかる制限規定は適切ならずとするの意見が寧ろ強かりしを知る。併し乍ら論者のいふ如くこの制限規定が必ずしも商工業の發展を阻止するものとは斷じ難いのであるが、これも若干の制約を容認して、金融硬塞の起り勝ちな支那經濟の現實においては事情を斟酌する。普通銀行のみを切離して、これに近代銀行としての組織、機構の整備を急速に要求し難いものがあつたことには考慮を拂はなければならぬ經緯がある。尙銀行法第九條の規定する附屬業務に有價證券の賣買が認められた一項については法意上は兩岐の解釋をすべきものともいふ。とまれこの第十條の制限規定は支那側の一般的推擧を得難かつたものである。¹⁾

第十二條 銀行不得收買本銀行股票並本銀行股票作借款之抵押品

除關於營業上必需之不動產外不得買入或承受不動產、因清償債務受領之本銀行股票應於四個月內處分受領之不動產應於一年內處分

本條の規定する制限においては銀行は自行の株券を取得することが出来ないことになつて居り、並に自行の株券を借款の擔保となすことが出来ないことになつてゐる。尙銀行は營業上必要とする不動產を除く外は不動產の買入或は引受をなすことは出来ない。而して債務清償に當つて自行株券を受入れた場合は四箇月以内に、不動產を

1) 中國銀行法之研究, p. 9.

受領した場合は一箇年内に處分すべきを規定する。この種の制限規定は當然の事項であり、事實特殊銀行法においても傾向を一にしたものが現存してゐる。²⁾ただ支那の銀行株券と公開市場の關聯が稀薄である爲に、處分期限の延長を要求せんとした傾向にある。この點不動産處分についても同様の要請が行はれたものである。前者については上海銀行公會は一箇年を以て處分期限となすを適當なりと要求するところがあつた。後者即ち不動産については凡そ次の如きが全體の一致せる意見と受取れる。普通商業銀行の投資は處置に容易にして回收力迅速なるを以て主眼としなければならぬから、營業使用に非ざる不動産を購入したり、或は擔保物として受入れることは禁止すべきを當然とする。然るに不動産銀行の幼稚なる支那においては普通商業銀行が不動産業務を營むを禁ずるは理論上は妥當性を有するけれども、事實上は適應の措置として、不動産銀行の未だ遍設されざる以前においては普通商業銀行が不動産業務を兼營することを過度に嚴重に制限することは適當ならずとした意向が寧ろ強い。これ等の事態に理由付けて不動産の處分を一箇年に限定することは事實上許され難いものであるとするのが寧ろ一般の見解であるといへる。⁴⁾

第十二條 銀行放款收受他銀行之股票爲抵押品時不得超過該銀行股票總額百分之一如對該銀行另有放款其所放款額連同上項

受押股票數額合計不得超過本銀行實收資本及公積金百分之十

この制限規定は銀行が貸付を行ひ他銀行の株券を擔保として收受する時は該銀行株券總額の百分の一を超過し得ざることとし、若し該銀行が別に貸付をなす時は、その貸付額は上項の擔保受入株券の分と合計して該銀行の拂込濟資本及び積立金の百分の十を超過し得ざることにしてゐる。他銀行の株式を擔保として貸付を行ふについ

2) 中國銀行條例，第十二條。交通銀行條例，第十二條。中國農民銀行條例，第十三條。中央銀行法，第三十條。
3) 中央儲備銀行法，第二十五條。
4) 中國銀行法之研究，pp. 10—11.

ては右の限度に制約したものであり、銀行同業者間市面緊急時における相互影響の防止を圖らんとするに立法の趣旨があるは至當とするところである。併し後半の他の貸付を含めての場合拂込済資本及び積立金の百分の十なる規定は同業者間の預金勘定を嚴重に制限し過ぎるの嫌ありとし且計算上も亦困難を感じるものとして緩和の要求がある。

第三十四條 銀行對於任何個人或法人團體非法團體之放款總額不得超過其實收之資本及公積金百分之十、但有左列情形之一者不在此限

- 一、超過部份之債務有各種實業上之穩當票據爲擔保者
- 二、超過部份之債務附有確實且易於處分之擔保品者

本條の制限するところは銀行は如何なる個人或は法人團體又は非法團體に對する貸付總額にしても其拂込済資本及び積立金の百分の十を超過せしめ得ざることにする。但し超過分についての擔保手形或は擔保品の如何によつてこの制約を除去せんとする。この制限規定についても銀行貸付の偏在防止にある法意は妥當なるものとして受取れるが、その制限が適切でないところに修正の要求がある。

以上は經濟界の情勢に即應せしめる爲には最大の機能を發揮せしめんとするについての修改の要請である。資金の偏倚はその運用圓滑上當然防止されなくてはならない。然も束縛も過度に及べば、自然發展の理を防碍するとして、實狀に即せざるの法規は實效を擧げ得ざるを懼るの立場において如上の要求が意義付けられる。當時の輿論としては自由活動、自在經營の餘地を經營擔當者側に保持せしめんとするにあつたと一應要約することが出来るであらう。

如上の角度において銀行法に金融機關管理規則を對照して見るに、同規則第六條を取上げ得る。

第六條 金融機關之資金運用、須照左列各款方法辦理

- 一、超過華北政務委員會財務總署規定額數之放款或票據貼現、須得華北政務委員會財務總署之該准
- 二、代募承受或買進有價證券、以華北政務委員會財務總署所指定爲限
- 三、存出款項以存入華北政務委員會財務總署指定之金融機關爲限

金融機關の資金運用は列項の方法によるものとす。(一)華北政務委員會財務總署の規定せる金額を超過する貸付或は手形割引は華北政務委員會財務總署の認可を受けなければならない。(二)有價證券の代募又は引受或は買入は華北政務委員會財務總署の指定するものに限られる。(三)預金の引出は華北政務委員會財務總署の指定する金融機關への預入に限られる。本規定は先に銀行法が具體的に投資又は貸付について條文を設けて制限したるに比し、簡略に要約したものとひ得る。銀行法はこれを規制するに法意上の妥當性を有し乍ら、現實をこれに追從せしめ得なかつた。金融機關管理規則は企業參加においては全然これを取上げず、貸付についての制限として第六條の資金運用規定を設けたものである。顧みればこの一項についても各國共に經濟立法の潮流は干涉的態度を差控へるにあり、先の支那銀行法においても取締規定の嚴密に過ぐるは却つて商工業の發達を阻碍するものとしての修正意見が提起されたものである。然るに金融機關管理規則は制限規定において簡略なるも取締内容においては強化の實を知るべく、これ等は時代の推移において諒知され得る相異である。動産不動産の取得乃至債務清算の受領物件についても對照の便宜上掲出すれば左の如くである。

第七條 金融機關除關於營業上必要之物件、或清償債務受領之物件外、不得買入動產或不動產

金融機關は營業上必要とする物件或は債務清算上受領する物件を除く外動産或は不動産を買入れることを得ずとする。これ亦簡略に片附けてゐるのであるが、要は本規則の暫定的性格において見るべきでなく、既に取締強化の現實に徴し爾餘の解決を平易化せんとするものと見るべきであらう。

三 組織の制約

銀行法によればその組織並に設立については第二條の規定がある。

第二條 銀行應爲公司組織非經財政部核准不得設立

銀行は會社組織とし、財政部の許可なくしては設立し得ずとする。ここに會社組織たることを前提としたのであるが、それは會社であれば足り、特に株式會社たるを要しない。公司法の規定するところは（一）無限公司即ち合名會社、（二）兩合公司即ち合資會社、（三）股份有限公司即ち株式會社、（四）股份兩合公司即ち合資會社の四者であるから、所謂銀行はこの四者の中の何れであつても存續し得るわけである。本規定の設けられし所以は個人企業としての銀行の存立はその信用機關保全の建前より否定したものではあるが、會社組織であれば強ひて株式組織なることを要求しないといふにとどまるものではなかつたと思考される。その狙ふところは錢莊に關してであつたであらう。蓋し錢莊は獨資經營或は合夥組織であり、これを改組して直ちに株式會社たることを前提として銀行法の取締範圍に包攝するか、それへの若干の讓歩としての錢莊の原有形式を合名會社へ改組することにおいて銀行法發動の領域を擴大し得るものとなすと解釋することも可能であらう。もつとも當時の世論とし

ては、合夥組織即ち組合組織の錢莊を必ず改組して會社たらしむるにおいては錢莊の倒壊するものを出すべく、從て金融紊亂、市面變動すると虞れたる意見がある。これと共に組合を會社とするにおいて錢莊の倒閉するもの多しとせば、寧ろその倒産に陥るは組合組織の不確實なる反映なれば、かくの如き不確實なる金融合夥組織は葬るに如かずとの逆説的見解も併立したものである。^{1) 2)}この改組については第四十條は「非公司而經營第一條業務者應於本法施行後三年內變更爲公司之組織」は規定して本法施行後三年以内に實施せしめんとしたものである。組織について金融機關管理規則の規定するところを抽出する。

第二條 金融機關非經華北政務委員會財務總署核准不得經營之

第三條 金融機關非實收股本在伍拾萬圓以上之股份有限公司不得經營

金融機關は拂込濟資本五拾萬圓以上の株式會社に非ざれば經營の資格を有しない。銀行法に比して嚴密の度が増し、株式會社であるばかりでなく、五拾萬圓以上の拂込濟資本を前提として金融機關は存續し得る。然も第二十二條に「金融機關於本規則施行後一年內尙不合第三條之規定者、除經華北政務委員會財務總署核准者外、不得繼續營業」とあるから一年以内に第三條の設定する條件を充足しなければ營業を繼續し得ることになる。而して銀行設立乃至存續に核准主義即ち認可主義が採用されてゐることは銀行法においても金融機關管理規則においても軌を一にする。この認可主義を是とするか準則主義を以て足るかの兩岐について銀行法に對しては更に研究を残してゐたものであるが、金融機關管理規則は嘗て銀行法の採入れし認可主義を以て斷行してゐる。

北支の實施規則は認可主義たること、株式會社たること、更に五拾萬元以上の拂込濟資本を組織上の要件とす

- 1) 中國銀行法之研究, pp. 12—13.
- 2) 預金者への保障、經營擔當者責任の歸屬についての考慮如何が研究されるが、小稿では省略した。
- 3) 中國銀行法之研究, pp. 14—15.

る。これ等一聯の規定については銀行法においても第二條及び第四十條についての部分的検討を加へて置いたが、資本については銀行法第五條、第六條及び第七條に五拾萬圓を指示したところがあり、同時に緩和附項がある。それは株式會社に限定せざる會社組織の夫々に即應し、又地域的事情を酌量して減額される。又それは三年内に拂込済たり得れば足りる。然るに北支の現實は一率に規定して拂込済資本五拾萬圓以上とする。

四 形態と内容

銀行法は既述せし如く民國二十年三月二十八日立法院を通過し、國民政府において公布されたものではあるが、施行期日は未定のものである。元來支那においては支那側新式銀行として設立されしものといへば、先づ前清光緒二十二年（一八九六年）上海に中國通商銀行が設立されしを先驅的存在とする。單に新式銀行としてならば既にそれより早く外國銀行の支那に進出したものがあり、咸豐七年（一八五七年）麥加利銀行（Chartered Bank of India, Australia and China）が上海に地盤を植え付けてゐる¹⁾。從て銀行取締の爲の法規もこの頃を時期として考慮され得る。併し乍ら當初は銀行取締法規は未だなく、營業規律、組織規定は總て外國側銀行のそれに倣つて處理した程度であつた。再後光緒三十年（一九〇四年）試辦銀行について戶部奏定するところとなり、ここに試辦銀行章程三十二條を得て居り、ここに支那側銀行法なるものの先聲を知るを得る。されどもこれは本稿に取上げんとする普通銀行取締法規ではない。普通銀行法については光緒三十四年に銀行通行則例十六條が公布されたものがあり、同年銀行註冊章程八條が奏准に至つてゐる。降つて民國九年修正銀行法草案二十二條及び其施行細則

1) 張家驥, 中華幣制史, p. 200. Wen Pin Wei: The Currency Problem In China, 1914, p. 53.

草案があり、民國十三年銀行通行法草案及び其施行細則草案十九條があるが、議定されしも未だ公布されざりしものである。かくして民國二十年三月二十八日に銀行法が公布に至つてゐるが、これは施行期日未定のままであつた。²⁾ 以上が極めて概括的な普通銀行法の經過であり、銀行法として本格的に實施されたものは認め得ない。³⁾

ここに右銀行法を一應取上げて當時の世論の反映せし一端を記録し、以て廣域通貨安定工作の一環として大陸に金融工作の努力されつつあるものの中、北支の金融機關管理規則を比照して、大陸金融工作の新段階の面貌を明瞭ならしめんとした。固より如上の範圍において舊制度と新法規との全面を知悉することは不可能であるが、そこに意圖された金融工作の前途はこれを感知することが出来る。

要約すれば金融機關管理規則は銀行法との比較においても、又右規則自體が民國二十八年五月二十五日公布の錢業帳莊業兌換業監督暫行條例を金融機關取締規則へ發展的に改稱せしに徴しても推知し得る如く、その取締の範圍は金融機關の一元的管轄である。銀號、錢莊も一括して中國聯合準備銀行工作に協力せしめて北支の金融工作を本格的段階に上らしめんとする。かくの如く右規則の法意は規定についてもこれをよく推知し得るのであるが、問題の眞髓の横たはるところは舊法幣取扱者は壊滅し、匯申相場が立たざるてふことにおいて舊式金融機關を延て民族資本の動向を全面的に和平建國支那の領域に取込み得るやにかかる。銀行法は各國の先行例を參酌して一應近代的形態を取入れられるだけは整備して公布されたが、それには直ちに内容緩和の要請があり、又同法の適用外に錢莊の領域を引離さんとした。然るに金融機關管理規則は銀行法の規定をすら緩和乃至回避せんとした要求とは全く逆に嚴密なる管理取締を標榜して登場した。時間的經過は取締法規のかかる内容的推移を如何に

2) 中國銀行法之研究, pp. 2—5.

3) 特殊銀行法規については省略した。拙稿、支那特殊銀行の性格、東亞經濟研究, 第二十五卷第三號, pp. 25—28.

反映せしめるか。本規則は公布されたままに施行期日を遷延した銀行法とは異り、公布と共に實施を見たものである。兩者の比較は先に緩和の要求により施行を延期せしめたるものを、逆に嚴密なる内容を以て即日實施したることにかかる。大陸金融の現段階に即して工作の局に従事する人々においても、その動向を注意する人々においても、その具體素なる敘述を省くともそこに難思せしめられる事態があることを察知する筈である。然もこれが事態は懷疑的に傍觀するを許さないものがあり、難事克服するにおいて金融新秩序の確立を期さなければならぬ。

銀行法と金融機關管理規則との對照についてはその間に展開した舊政權の金融取締措置を一瞥する必要がある。就中民國二十九年八月七日の「非常時期管理銀行暫行辦法」が普通商業銀行について持つ意義は大きい。假りに本辦法の規定せる意圖が現實に働きかけ得たものとすれば、舊政權が地方金融機構の統制に着手し、中樞金融機關の強化に努力した跡を受けて、普通商業銀行の領域に乘出して、ここに金融機構の全面に亘つて統制力を把握せんとした如何である。これが現實の効果はここには措くとしても、更に金融機構の一半を占むる錢莊の地盤が残存してゐる。

普通銀行法規は嘗て嚴密なるものとして一應登場せんとしたが、世論はこれを甘受しなかつた。或は適用の範圍の廣狹について或は規制の緩嚴について議論を賑やかならしめた。然も新興支那の金融建設工作に即しては金融機關管理規則の如き態様においてこれを實施することになつた。論じてここに至れば同規則の持つ役割は、同規定の簡略なる形態とは逆にその内容に多大の意義を持つことに留意する要があるといひ得るであらう。